



| | |
|------|--|
| 文書名 | 責任のある大豆生産のための RTRS 基準 認証 バージョン 4.1 |
| 参考文書 | 責任のある大豆生産のための RTRS_A&C_STD_001_V4_ESP_ |
| 日付 | 2014 年 2 月 5 日 |
| 作成者 | ProForest 協力:RTRS 国際技術監査グループ (ITVG)、Control Union 、 RTRS 事務局。 RTRS 実行委員会により 2010 年 5 月 11 日、12 日、RTRS 事務局により同年 12 月 16 日に修正。 ISO/IEC 17065 に従い RTRS コンサルタントと RTRS 事務局により 2014 年 1 月に更新。 E4tech の協力で RTRS の技術ユニットにより 2018 年 2 月に改正。 この文書は 2018 年 4 月 17 日に理事会メンバーによって正式に是認され、2018 年 5 月 31 日に GA によって承認された。 |

これは公文書である。この文書の内容、またはRTRS基準に関する問い合わせ先:

RTRSの技術ユニット:

technical.unit@responsiblesoy.org

cc: info@responsiblesoy.org

電話番号: +54 11 39869461

RTRSの公式言語は英語、スペイン語、ポルトガル語である。しかし同じ文書でバージョンによって内容に相違点がある場合は英語版を参照。



目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 3 |
| ねらい | 3 |
| 定義 | 3 |
| 前バージョンからの変更点 | 4 |
| 認定システム | 4 |
| 認証団体のための全体認定要件 | 5 |
| 項目 A. 責任のある大豆生産のための RTRS 原則と判定基準の評価要件 | 11 |
| 項目 B. 生産者のための RTRS EU RED 認証に対する追加要件 | 19 |
| 付録 1. 責任のある大豆生産のための RTRS 基準に対する認証のための RTRS リーダー評価担当者の資格 | 22 |
| 付録 2. 責任のある大豆生産のための RTRS 基準の認証評価レポート | 23 |
| 付録 3. 認証団体のための責任のある大豆生産のための RTRS 基準の地域解釈開発に関する要件 | 25 |
| 付録 4. 責任のある大豆生産のための RTRS 基準認証に対するパブリックサマリーレポート | 28 |
| 付録 5. P&C 認証のための発展的なエントリーレベル | 29 |



RTRS 基準の認定と認証

I. はじめに

責任のある大豆生産のための円卓会議 (RTRS) は責任のある大豆に関する国際的な集まりである。
www.responsiblesoy.org.

RTRSの主な目的は「利害関係者同士が供給連鎖や会話を通じて協力し合い、責任のある大豆生産を促進する」ことである

次のような手段を用いてRTRSは目的達成を目指す:

- (a) 責任のある大豆生産のための基準作成及び責任のある大豆生産の監査に関連する方策の開発。責任のある大豆生産のRTRS基準バージョン1.0は2007年からの2010年にかけて開発され原則、判定基準、指数、ガイダンスで構成されている。これは大豆生産者が責任のある生産方法を導入し、認証団体が農場で監査を行う際に使用する。RTRSによって認可された認証団体によるRTRS認証要件に従って認証されるまではRTRS原則や判定基準に関する声明を公表することはできない。
- (b) RTRS認証大豆、大豆派製品、大豆製品の管理に関する要件が記載されている管理の連鎖基準には材料の供給とその関連事項が含まれている。RTRS管理の連鎖基準は2010年に開発され、大豆の価格連鎖でRTRS認証大豆の監査システムの導入のために開発された。RTRSによって認可された認証団体がRTRS認証要件に従って認証されるまではRTRS原則や判定基準に関する声明を公表することはできない。

この文書作成に当たり、世界の生産者および供給連鎖に関わる組織間に規模、技術知識、組織の大きな違いがあることが認識された。そのため認証へのアクセスは実用的かつ手ごろな価格ですべての組織が行えるものでなければならないと定義されている。

II. ねらい

この文書の内容:

- (a) 他団体を評価、認証するための要件。責任のある大豆生産のためのRTRS基準バージョン1.0の評価を行い、他団体を認証する能力をRTRSに認めてもらうための要件 (認定要件)。
- (b) 認証団体の認証方法 (認証要件)。

この基準は導入の翌年に見直される。それ以降は定期的に再検討される。

III. 定義

RTRS関連基準は認証団体が評価の際に用いる次のようなRTRS原則、判定基準、指数の集まりのことを言う。:

大豆生産のための基準: 国家基準または (これが存在しない場合は) 認証団体による責任のある大豆生産のためのRTRS原則と判定基準の解釈。

管理の連鎖の基準: 管理の連鎖、その関連項目のためのRTRS基準の全体要件。

注: 現在の基準では (i) 「組織」、「活動」、「ユニット」「生産ユニット」、「栽培者」、「農家」、「生産者」は個人、協同組合、企業、集団社会、有限組合、有限会社、合併会社、地主、有限責任会社またはその他の商業的な団体、車両、担保、大豆を個別またはグループで生産する団体のことを示す。(ii) 「関連組織」は (a) 家族の一員 (他の家族の家を共有する直接親族または間接親族)、雇用者、幹部役人、部長、それらの組織の監査担当者等を示す。(b) 協同組合とは直接または間接的に組織に加盟または管理される、または監査をする組織。「管理システム」とはグループやマルチサイトの構造、工程やプロセス、生産ユニットやスタッフの責任に関する内部評価の説明が文書化されたものである。その文書の記録は保存、登録される。



IV. 前バージョンからの変更点

バージョン 3.2

| | |
|------|---|
| VI | 2.1.5 2.1.6 2.1.7 2.1.8 3.5.2 3.7 4.4 |
| 項目 A | A 1.1.5.2 A 2.4.1 A 2.5.11.1 A 2.7.2 A 2.8.1.2 A 2.10.6 A 2.10.12 |
| 項目 B | B 1.1.1 |
| 付録 4 | 3 4 |
| 付録 5 | 新しい付録、指数1.3.2の新しいカテゴリー化 |

2011年3月: 形式に小さな変更点はあるが内容は変更なし。

バージョン 4.0

ISO/IEC 17065 に従って更新

A.1.1.6.2 に表Aを追加

V. RTRS認証システム

1. RTRSによる認証団体の承認

認定に関する概要

- 1.1.1. RTRS基準の評価や認証サービスを希望する団体はこの文書の要件に従い、RTRSの認定を受けていなければならない。
- 1.1.2. 要件を備えている団体のみが認証を行える。個人は認証団体として認定されることはない。
- 1.1.3. それぞれの認証団体は認定範囲を地理的エリア（国や地域）及び認証タイプ（責任のある大豆生産や供給連鎖）で示さなければならない。

認定団体の要件 (AB)

- 1.1.4. RTRSによって正式に認定された団体のみが認証団体 (CB) に対しRTRS責任のある大豆生産の認証評価を行うことができる。



- 1.1.5. 認定団体はISO 17011:2004の要件に従って活動する必要がある。
- 1.1.6. 認定団体は国内認定団体または国際認定団体がある。
- 1.1.7. 国の認定団体要件:
 - 1.1.7.1. 国際認定フォーラム（IAF）の加盟メンバーであること、多国的認可協定（MLA）のメンバーであること、MLAによって一度QMS(品質マネジメントシステム)のMLA及び製品MLAカテゴリーの認定メンバーとして認可された団体であること。
- 1.1.8. 国際認定団体は国際社会環境認定及びラベリング連合(ISEAL)のメンバーでなければならない。

VI. 認証団体のための全体認定要件

2. CBのための申請と承認プロセス

- 2.1.1. CB はRTRS事務局に正式に申請し、RTRSにCBであることを事前に報告しなければならない。
- 2.1.2. CB はRTRSに必要な書類（RTRSの要求に従い）を提出しRTRSの承認を受け、初期登録を行わなければならない。
- 2.1.3. RTRS に承認されればCBはRTRS認可の認定団体による認定申請にむけての契約を結ぶ。
- 2.1.4. RTRS事務局はCBに対し初期認定を行い認定団体の連絡先が記載された完全なリストを提出する。CB はRTRSに認可料金の半額を支払う必要がある。
- 2.1.5. 初期認定期間中、CBは認証評価や証明書を発行することができる。CBは事前にRTRS事務局に評価予定日を通知しなければならない。
- 2.1.6. 初期認定期間中、RTRS事務局はCBが証明書を発行する前に外部での再検査を行うために認証評価レポートの提出を求めることができる。
- 2.1.7. CBはRTRSによる初期申請の契約締結日から8か月以内にRTRS認可の認定団体による肯定的な認定決議を受けなければならない。
- 2.1.8. CB がRTRSの認定団体によって認定決議を取得（初期申請の契約締結日から8か月以内に）した後、CBはRTRS事務局に正式認可の申請書類を提出し残額を支払う必要がある。

2.2. 認定と監視

法的要件

- 2.2.1. 認証団体はISO/IEC 17065 の要件、及びこの基準で追記された要件を満たしていなければならない。

その他の要件

- 2.2.2. 認証団体はRTRSメンバーでなければならない。

認定

- 2.2.3. CB はISO/IEC 17065、及びこの文書に従って必要書類、必要な手続きを行ったことを証明しなければならない。
- 2.2.4. CB は認定を求める基準に関し、すくなくとも一人のRTRS評価リーダー要件を満たす相談役をつけないなければならない。(付録 1)
- 2.2.5. 認定プロセスの一環として大豆生産認定申請ごとにABスタッフは少なくとも一人の証人が付く評価を行わなければならない。ABスタッフはRTRS基準に従ってCBの農地監査に付き合う。認証団体の農地監査や顧客監査を行う理由はCBスタッフの適性を検査するためである:
 - 2.2.5.1. 文書化されたシステムや工程、特に監査チームの割り当てに関するCBの効率を評価する。
 - 2.2.5.2. CBの監査チームの観察。
 - CBが文書化したシステムや工程に従っているかの確認。
 - ISO/IEC 17065 の要件や勧め、その他のRTRS基準やガイダンスに従っているかの確認。



2.2.6. すべての要件を満たしているCBIはABIによる認定確認を受ける。

監視とモニタリング

2.2.7. CBIは年間ABIによって農場で行われる証人つきの監視訪問の対象となる。

2.2.8. 監視訪問ではCBIによって行われる認証監査の範囲（組織規模、地理的な作業範囲）を考慮しなければならない。

2.2.9. RTRSは事前に通知することにより自己責任でABIによる評価や監視監査に参加する権利を持っている。

2.3. RTRSとの契約

2.3.1. 一度認可されたCB は認定確認を提出しRTRS認定料金の残額を支払わなければならない。後にRTRSはCBIに対し、RTRS認証授与を許可する契約書を発行する。（RTRSにより初期認可で契約書類にサインされていない限り）

2.3.2. CBIはRTRSの監視監査の結果、適性と出た場合、それを承認すると共に年間の認可料金を支払わなければならない。

2.3.3. CBIはRTRSの年間CB会議に最低1人のシニア代表（認証プログラム責任者または経験のある相談役）を送る。会議の情報は相談役全員、そしてCB内のRTRS認証関係者ら全員に伝える必要がある。

処罰

RTRS は次の場合、RTRS認証団体としての権利を放棄することができる:

2.3.3.1. CBが認証訪問中に全体的に不適正と認識されたが是正措置をとらずに認定ステータスを失った場合。

2.3.3.2. CB がRTRSとの契約条件を守らない場合。

2.3.4. RTRS委員会はこの問題を扱う責任がある。

2.3.5. CBIはRTRS要件に従わなければ処罰を受ける。その処罰の内容はRTRS委員会が定める。

3. システムと工程の要件

3.1. クレームと苦情のメカニズム

3.1.1. CBIは公開された苦情処理手順を開発しなければならない。

3.1.2. CB は自社のホームページでクレームの提出方法、またそれらに対するCBの対処手順の要約を公開しなければならない。

3.1.3. その要約は英語とCBがRTRS認証監査を実施している国の言語で公開する必要がある。

3.2. CBの独立性、公平性、統合性

3.2.1. CB は問題を避けるため、方策と手順を文書化しなければならない。

3.2.2. 問題を認識、管理するために認証団体によって定められた少なくとも3人から構成される独立した委員会を形成する必要がある。一つの計画で複数の認証要件を満たすことができる。

3.2.3. 独立委員会は次の事項を守らなければならない:

3.2.3.1. 年に一度会議を開く。

3.2.3.2. 団体の金融管理から独立している。

3.2.3.3. 認証決議から独立している。

3.2.3.4. 認証団体が独立した活動しているかを確認する。

3.2.3.5. 議論、推薦、それらに対するCBの回答を記録する。

3.2.4. 委員会の苦情、推薦、是正措置の記録は少なくとも10年間保存する必要がある。



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 3.2.5. 認証団体とその監査メンバーは組織または関連組織から最低5年は独立していなければならない。独立とは監査組織と雇用関係を持たない、コンサルタント活動を行っていない、またはその他のサービスを行っていないことを言う。
- 3.2.6. CBはRTRS認証や管理に関するアドバイスや技術支援を行った組織、また公平性を害する関係を持つ組織で監査をしてはいけない。
- 3.2.7. CBの工程ではすべてのスタッフの契約義務を記載し（認証の決断に貢献するコンサルタント等外注のスタッフも含む）認証団体に対するクレームや苦情を公表しなければならない。
- 3.2.8. 注: CBの公平性を害する関係には所有、支配、管理、雇用関係、共有資源、融資、契約、販売手数料の支払い、その他新しい顧客を獲得するための行為が含まれる。(IAFの「関係団体」の定義を参照)

3.3. 顧客の申請と契約

- 3.3.1. CBはRTRS基準の認証獲得または認証維持を希望する団体と認証サービス契約を結ぶ。またサービス開始前にその契約内容を記録しなければならない。
- 3.3.2. 契約では認証範囲、期間、評価工程に関わる費用、CBと顧客の権利や義務が記載される。また下の項目も含まなければならない。
 - 3.3.2.1. 秘密情報に対する規定

3.4. 認証ホルダーのための情報

- 3.4.1. CBはRTRS基準の要件に対する認証を申請、または認証ホルダーはRTRSに関する必要な情報をすべて入手していることを保証しなければならない。
- 3.4.2. CBはRTRS 要件または導入日の変更など、CBの要件に変更が生じた場合、認証ホルダー全員に連絡できる手段を利用しなければならない。

3.5. 認証の発行

- 3.5.1. RTRS認証の割り当ては次のシステムに従って行われる:
 - 3.5.1.1. RTRS 認証の数は次の表のように割り当てられる:

| 認証の構成 | 記載方法 | 注 |
|---|---|----------------------------|
| RTRS 責任のある大豆のための認証だということを証明する参考資料。 | RTRS | すべての認証で最初に必ず提出しなければならない資料。 |
| 略語または認証団体の頭文字 例:SGS, KPMG, CU | 例:SGS, KPMG, CU | 契約締結時にRTRSと合意する。 |
| 適性を評価するRTRS 基準の頭文字 | AGR (責任のある大豆生産のためのRTRS基準) | |
| EU REDのバイオ燃料要件、非GMO 要件、非paraquat要件、またはそれらを組み合わせた要件を満たしている組織に追加されるコード。 | BFLS (バイオ燃料) (生産者/加工業者のためのEU RED 達成要件基準が追加で達成している場合); NGMO(非GMO 要件が達成されている); NPQ (非Paraquat 要件が達成されている); NGMO/NPQ (非-GMO と非Paraquat が達成されている) | そのほかの項目も達成している場合のみに必要。 |
| 唯一の連続番号 | 例 0012 | CBが発行した認証番号に従 |



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | |
|--|--|--|
| | | う。 CBが両方のタイプの認証許可を持っている場合、AGR認証 (0001から始まる) とCOC 認証 (0001から始まる) 二つの認証番号を持つ。 |
|--|--|--|

3.5.1.2. 例:

- RTRS-SGS-AGR-0001
- RTRS-SGS-AGR-BFLS-0002, RTRS-SGS-COC-BFLS-0001

3.5.2 認証内容: 認証された書類には少なくとも次の情報が含まれていなければならない

- 1.5.2.1 認証番号
- 1.5.2.2 認証団体: 団体名、住所、市町村、国
- 1.5.2.3 認証目的: 評価に使用した基準番号とそのバージョン番号
- 1.5.2.4 監査タイプ: グループ、複数の場所、個人の生産ユニット
- 1.5.2.5 認証の有効期間: 年月日から年月日まで有効
- 1.5.2.6 複数の施設、またはグループ認証の場合: 組織が所有する場所のリストとその詳細
- 1.5.2.7 証明書を発行した認証団体名、住所、市町村、国
- 1.5.2.8 RTRS資料の規則に従って使用されるRTRSのロゴ

3.6. クレーム管理

3.6.1. CBの認証手順にはトレードマークの管理及び認証団体からのクレームに対するRTRS要件を満たしていることを保障する必要がある。

3.7. 認証の譲渡

- 3.7.1. 認証の譲与は認可された認証団体(以下、認証発行団体と呼ぶ)が既存の有効な製品に対し別の認可された団体(以下認証を受ける団体)に認証することと定義されている。これは独自の認証を発行するために行われる。
- 3.7.2. 認可された認証団体が発行した認証のみが譲与の対象となる。認証団体によって認証されていない認証ホルダーは新規の認証とみなされ初期監査が必要となる。
- 3.7.3. 保留された認証または大部分が不適正で破棄された認証は譲与の対象とならない。そのため新規の認証として初期審査を含めるすべての審査が必要となる。
- 3.7.4. 認証譲与の場合、認証団体は認証ホルダーに関する次のような情報を確認する必要がある:
 - 1.7.4.1. 認証有効期限
 - 1.7.4.2. 認証譲与申請理由
 - 1.7.4.3. 認証発行団体が最後に訪問した際に受けたクレームやそれに対する処置
 - 1.7.4.4. 法の履行に関する組織(潜在的な顧客)と調整団体間の契約
 - 1.7.4.5. 現在の認証範囲
 - 1.7.4.6. 認証サイクルの段階。監視頻度と最後に受けた認証発行団体の訪問日。
 - 1.7.4.7. 既存の認証ステータス(例: 一時停止中、通常通り等)



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 1.7.4.8. 前回の監査レポートと要約。認証発行団体の証明書のコピー。
- 3.7.5. 再検討プロセスは認証団体の適任者によって行われるべきである。再検討プロセスは3.7.4すべての要件を達成しその結果は文書化されなければならない。
- 3.7.6. 認証は認証サイクルのどの段階でも譲与可能である。その有効期限は譲与された日から認証の有効期限までである。新しい認証を発行する際は直ちにRTRSに通知しなければならない。
- 3.7.7. その後、3.3の項目に従い潜在的な顧客に対し契約書が発行される。

4. 費用

- 4.1. RTRS認識に関わるすべての費用は事前にRTRSとCBの間で合意され、CBによって支払われなければならない。
- 4.2. 認定に係る全ての費用は認定団体と認証団体の間で合意され、後者によって支払われなければならない。
- 4.3. 認証に関わる全ての費用はCBと認証申請者の間で合意され、認証申請団体によって支払われなければならない。
- 4.4. 発行CBは認証ホルダーが認証事項を変更、または譲与することにした場合、追加費用等を請求してはいけない。



Module A. 大豆生産のためのRTRS原則と判定基準に対する認証活動と評価要件

この項目は農場レベルで責任のある大豆生産のためのRTRS基準に対する認証を求める認証団体に適用される。(バージョン 2.0)

この項目の要件に加え、全体要件（この文書のセクションVI）を満たしていなければならない。

A1. 実施要件

A 1.1. 文書化された工程

- A 1.1.1. CBは責任のある大豆生産認証を行う単一農場、複数の農場、またはグループ農場を認証するためにはすべての要件を導入しなければならない。
- A 1.1.2. CBはRTRS基準の達成を評価するために文書化された工程を作成しなければならない。
- A 1.1.3. CBの工程は品質/環境管理システム評価のガイドラインであるISO 19011: 2011、またこの文書の要件に準じていなければならない。
- A 1.1.4. CB工程には適用されるRTRS基準を達成しているという証拠を集めるための効果的な方法が含まれていなければならない。それには訪問した農地、スタッフへのインタビュー、直接影響を受ける利害関係者等の情報が含まれる。
- A 1.1.5. CB工程にはメイン評価及び監視評価の日数を定めるための方法が記載される。これには施設の規模、活動内容、農地からの距離、社会的そして環境的要因を考慮しなければならない。この工程には証拠収集の時間配分も記載される。グループまたはマルチサイト認証の場合もRTRSグループおよびマルチサイト認証 要件を考慮する必要がある。
- A 1.1.6. サイト監査では次の要件が評価される。
 - A 1.1.6.1. 認証ユニットエリアは (A.1.2.1を参照) 「大豆が栽培されている農地で農園によって境界線が引かれている場所。これには大豆が栽培されている農地も含まれるが大豆を栽培していない農地、耕作していない土地、施設や設備その他農園の一部を形成するエリアも含まれている。」と定義されている。
 - A 1.1.6.2. 評価日数を定める際に最初に考慮しなければならないことは認証ユニットエリアである。次の表（表A）では単一農家（マルチサイトやグループ認証ではない）の初期認証監査、再認証、そして監視認証監査等の農地監査（移動時間は含まれていない）の最小評価日数を示している。

表 A

| 単一認証ユニットの大きさ (ha) | メイン監査 | 再認証監査 | 監視監査 |
|-------------------|-------|-------|------|
| 1 – 2.500 h | 1,5 | 1,5 | 1 |
| 2.501 – 5.500 h | 2 | 2 | 1,5 |
| 5.501 – 9.000 | 2,5 | 2,5 | 2 |
| 9.001 – 13.000 | 3 | 3 | 2 |
| 13.001 – 17.000 | 3,5 | 3,5 | 2,5 |
| > 17.000 | 4 | 4 | 2,5 |

A 1.1.6.3. 大豆生産評価¹に必要なメイン監査日数は上の表を見て計算することができる。

- アクセス困難または移動距離が長い（農地から農地までの）。移動距離は推定評価時間の一番上に追記されなければならない。推定移動距離は監査レポートの一部に含まなければならない。

¹ 参照: A. 2. 1. 2 と A. 2. 1. 3. 1 も参照



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 利害関係者の内容が複雑: 追加のメイン評価日数は複雑な内容または利害関係者がたくさんいる場合に必要となる。例: 遠方の原住民コミュニティ等。この推定メイン評価日数は監査レポートの一部に含まなければならない。
- クレームの数が多い: CB が民間や認証企業から受けた質問やクレームは完全に調査する必要がある。クレーム調査に必要な時間を割り当てる必要がある。メイン監査の推定追加日数も監査レポートに記載する。
- 初めて認証評価を受ける国や地域は監査チームが十分に監査できるよう、追加の日数が割り当てられる。

A 1.1.6.4. 認証団体の監査レポートではどのようにこれらの要素が監査日数に反映されたのか明確に説明する必要がある。

A 1.1.6.5. メイン監査日数は（初期認証と再認証監査のみ）大豆生産管理評価の予算が（下の項目2つ以上で最大20%）削減された場合減少する。

- 500 ヘクタール未満の個人農場での認証。
- 家族農家による生産。
- 外注される仕事が少ない。

A 1.2. 認証ユニット

A 1.2.1. 認証ユニットは大豆が栽培されている農地で農園によって境界線が引かれている。これには大豆が栽培されている農地も含まれるが大豆を栽培していない農地、耕作していない土地、施設や設備その他農園の一部を成すエリアも含まれている。

A 1.2.2. CBは次のようなタイプのRTRS 認証を提供することができる:

| 認証タイプ | 評価達成に使われる RTRS 基準 | |
|------------------|--|----------------------|
| 単一農家の認証または単一の場所 | 責任のある大豆生産のための RTRS 基準: RTRS が認可した国家基準または CB が開発した地域解釈(A 1.2.3 を参照) | RTRS グループまたはマルチサイト基準 |
| 単独農家の認証 – マルチサイト | | |
| 農家グループ | | |

A 1.2.3. 責任のある大豆のためのRTRS基準の国家基準が存在しない場合、全体RTRS原則と判定基準を使用する認証団体は基準を現地に順応させなければならない。これは付録3に従って行う必要がある。

注: RTRS認可国家基準のリスト全体がRTRSから提供されている。

A2. 要件評価

A 2.1. 評価チームと評価担当者

A 2.1.1. メイン評価チームと年間監視評価チームはリーダー評価担当者とチームのメンバーで構成されている。チームメンバーは次にあげるようなRTRS基準の要素をカバーしなければならない。

- A 2.1.1.1. RTRS基準が適用されるエリアの法律に関する問題。(例: 土地保有権や天然植物の保護に関する法的経験をもつ)
- A 2.1.1.2. 厚生労働、及び安全に関する権利、コミュニティとの関係を含む社会問題。(現地コミュニティとの現地労働経験やSA8000、OHSAS 18001の監査)
- A 2.1.1.3. 生物多様性、水、汚染を含む環境問題。(例: 環境、植物、動物生物学、有機農業、ISO 14001、環境管理システム)
- A 2.1.1.4. 総合害虫工程管理、農薬、肥料の使用、土壌と水の管理を含む農業生産工程管理等。
- A 2.1.1.5. RTRS 非-GMO またはRTRS 非-Paraquat 項目が評価される場合、チームのメンバーはこれらに関する適切な知識と経験を持っていないなければならない。



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- A 2.1.2. チームには評価を行う土地の言語を流暢に話せメンバーを加えなければならない。これには現地コミュニティなど影響を受ける側の言語も含まれる。
- A 2.1.3. 評価担当リーダーは評価が行われる土地の言語を流暢に話せなければならない。これが不可能な場合は通訳を付ける必要がある。
 - A 2.1.3.1. 通訳は日雇いでなければならない、監査チームのメンバーであってはいけない。メイン評価では農場の日雇い労働者と労働日数を20%追加しなければならない。
- A 2.1.4. CBは評価担当リーダーの必要最小限の要件と評価メンバーの要件を定義しなければならない。CBは評価担当リーダーが次を遵守していることを保証する必要がある:
 - A 2.1.4.1. RTRSの最低要件を正しく満たしている。(付録 1)
 - A 2.1.4.2. 評価担当リーダーとしてのスキルを証明できる。メンバーが効果的に評価に参加するよう、指導、管理することができる。
 - A 2.1.4.3. RTRS 基準及びRTRS 認証要件についての知識を持っている。
- A 2.1.5. 評価担当リーダーは監視評価がこの文書の要件及び関連要件に従って行われることを保証する責任を持つ。
- A 2.1.6. CB は評価担当リーダーの経験や研修記録を保存しなければならない。またその選考理由を明確に説明する必要がある。これはABやRTRSに提示できるようにしておかなければならない。
- A 2.1.7. CBは評価開始1か月以内にすべてのリーダーを評価担当リーダーのRTRSデータベースに登録しなければならない。
- A 2.1.8. 評価チームメンバーには次のような条件が求められる:
 - A 2.1.8.1. RTRS 要件に関係するテーマに関わった経験を持つ。
 - A 2.1.8.2. RTRS基準の要件に対する適正度、及び不適正度を判断するための証拠を集めるの役割をよく理解している。

注: CBはメンバーに明確に役割と責任を理解させるために適切な工程表を作成するべきである。
- A 2.1.9. CB は評価担当リーダーを定期的にモニタリングするためのシステムを開発する必要がある。

A 2.2. 認証評価を実行する際における提案

- A 2.2.1. CBは認証評価実行工程を作成する必要がある。それには次のようなものが含まれる:
 - A 2.2.1.1. 認証申請団体によって提供される情報。
 - A 2.2.1.2. 準備、質問、文書確認、農場訪問、書類の見直し、認証決議、チーム内で経験を得るために必要な時間配分が記載される工程表。
 - A 2.2.1.3. 生産者の認証申請登録日。
- A 2.2.2. CBは評価費用と不適正と判断された場合の追加費用を明確に伝えるための工程を作成する。

A 2.3. 事前評価

- A 2.3.1 事前評価では農地訪問は義務付けされていない。認証団体はサービスの一環として提供することができる。
- A 2.3.2 事前評価での農地訪問には一人だけ評価担当リーダーが付く。
- A 2.3.3 事前評価レポートの形式とスタイルはCBとその顧客が決める。事前評価のレポートはメイン評価と同じ形式で評価中に見つかった不適正箇所の詳細をすべて含めることを勧める。

A 2.4. メイン評価の公開通知と準備

- A 2.4.1 評価2週間前にCBはウェブサイトで評価範囲を含む評価意思を表明し、RTRSに通知（RTRSのウェブサイトに公開するため）する必要がある。
- A 2.4.2. この通知は評価が行われる国の言語とRTRSの公式3言語のひとつで行い、認証団体と認証を申請する団体の詳細、住所、評価日、連絡先を記載する必要がある。また次にあげるテーマに関するコメントも掲載する。



A 2.4.2.1. 法的要件

A 2.4.2.2. 厚生労働、及び安全に関する現地コミュニティとの相互作用を含む社会問題

A 2.4.2.3. 環境保護や汚染を含む環境問題

A 2.4.2.4. 農業生産工程管理

A 2.4.2.5. その他評価に肯定的及び否定的な影響を与える問題

A 2.4.2.6. この評価で含まれない組織が経営する生産ユニットに関する問題

A 2.5. メイン評価

基準達成度の評価はシステム化され、独立し、そのプロセスは文書化されている。

A 2.5.1. この評価では基準に対し適性が不適正かが指数で示される。

A 2.5.2. マルチサイトとグループの場合: 組織またはグループの内部管理システムはRTRSグループおよびマルチサイト認証基準に従って評価される。またグループメンバーの一部は責任のある生産のためのRTRS基準達成評価を受ける。[注: サンプルとなるグループメンバーの算出方法の詳細はCBのためのRTRSグループ及びマルチサイト認証要件を参照]

A 2.5.3. 評価のタイミングは認証団体が決める。評価は農業活動期間中、特に繁忙期に実施しなければならない。(例: 種まき、農薬散布、収穫の時期)

A 2.5.4. 評価には環境及び社会的リスクを伴うエリアも含まれる(しかし必須ではない)。管理システムや工程(RTRS基準に従った)導入後の効果の評価も行う必要がある。

A 2.5.5. 認証評価中、保護される植物や天然植物のエリアや種類を記録する必要がある(法的要件に準じて)。

A 2.5.6. 評価期間中、安全かつ自由に生産ユニットに立ち入ることができなければならない。申請団体の意向に関係のない事情で通行(道路通行止め、洪水、内戦、テロ活動等)できない場合は後に評価を行うか別の方法で必要な情報を入手する必要がある。

A 2.5.7. 同じ顧客に対し3回連続同じ評価担当者が評価を行うことはない。(監査評価も含む)

公開会議

A 2.5.8. 評価は評価担当リーダーが認証申請団体に活動工程を知らせる公開会議で始まる。その会議では評価の物流管理、評価する文書、農地とそこでの労働者、会議終了日が決められる。

文書と記録

A 2.5.9. 監査担当者は評価対象のRTRS基準の指数が満たされているか確認するため、監査に選ばれた活動に関する多くの文書や記録を認識、監査しなければならない。

評価サイトの選出

A 2.5.10. 監査担当者は管理システムのリスク、及び社会環境リスクの重要管理点に基づいて監査する場所を選ばなければならない。

A 2.5.11. 監査担当者は多くの場所を直接訪問し、事実を検証しながら次の書類を確認しなければならない。

A 2.5.11.1. 組織のシステム・工程表。RTRS認証大豆の年間収穫量と顧客への供給量。

注: 生産・販売量の管理、過剰販売や過剰供給への処罰に関する追加ガイダンスはRTRSの別の文書に記載される。

A 2.5.11.2. すべてのRTRS基準の指数に対し、監査は申請者の活動管理状況を観察するための重要な手段である。

A 2.5.12. CBは監査担当リーダーが監査に選んだ場所の決定方法を説明する必要がある。

直接影響を受ける利害関係者へのインタビュー

A 2.5.13. 監査担当者は農業活動によって影響を受ける、または活動に関係している人々を直接観察するためにインタビューをする必要がある。そこでは次のようなことが質問される:

A 2.5.13.1 組織のシステムと作業工程について。



A 2.5.13.2. 適用されるRTRS基準のすべての指数。これらに関する質問も承っている。

会議終了

A 2.5.14. 評価は評価担当リーダーが認証申請団体に大小の不適合箇所（A.2.10参照）を含む評価の結果、そして次へのステップを通知する会議で終了する。

A 2.6. 他の認証団体による見直しと報告

A 2.6.1. 認証団体は認証レポートに評価活動結果を記載しなければならない。

A 2.6.2. メイン評価のレポートは付録2に示されているように形式や内容をレポートの要件に従って作成しなければならない。

A 2.6.3. 認証申請団体からの要望があれば間違いを認識するために仮の認証レポートを提出する必要がある。

他の認証団体による見直し

A 2.6.4. CB内には仮のレポートを見直しするシステムがある。このシステムによって認証決断やレポートの質や一貫性が保証される。

A 2.6.5. 他の認証団体による認証レポートの内部の見直しプロセスには次の要件が含まれる:

A 2.6.5.1. このレポートは少なくとも評価プロセスに関わっていない人に見直しをしてもらう必要がある。この見直し係は認証決議の重要性を理解するのに十分な経験と技術的な知識を持っていないなければならない。

A 2.6.5.2. 見直し係は次にあげる要件を含む項目の下見直しを行わなければならない:

- (a) 認証決議の基本となる農地活動の適性
- (b) 人-日数の計算方法、場所の選出方法
- (c) 認証決議の基本となる発表の明確さ
- (d) 提案された認証決議が観察結果と一貫しているか

A 2.6.6. 見直しをする他の認証団体は見直しの質と一貫性を保証するために期待すべき結果についての適切な研修や説明を受けていなければならない。

パブリックサマリーレポート

A 2.6.7. 判定基準に対するそれぞれの認証団体の活動についての情報がパブリックサマリーレポートに記載される。ここには商業的な情報は含まれない。

A 2.6.8. パブリックサマリーの内容と形式は付録4の要件に従う。

A 2.6.9. 最初のパブリックサマリーは認証発行前にCBのウェブサイトとRTRSのデータベースに掲載する。

A.2.6.10. 監視評価の最後に行われる終了会議後60日以内に更新情報を公開しなければならない。

A.2.6.11. パブリックサマリー更新テンプレートに含まれる情報は毎年更新する必要がある。(付録 4)

A 2.7. 認証の授与とメンテナンス

認証授与

A 2.7.1. 認証は正式な認証決議が認証決議団体によって下された時のみに発行される。

A 2.7.2. 認証決議は認証団体によってその資格をあたえられた人またはグループによって行われる。またそれは監査レポート、再検査のコメント、メイン評価で認識された不適正の是正を行う評価担当者とは別の人でなければならない。(セクション A 2.10参照)

A 2.7.3. 認証団体は認証発行前に関係者が法的に有効な認証合意書に署名していることを確認する必要がある。

A 2.7.4. CBは新規に発行された認証をRTRS 認証データベースと認証された団体独自のリストに登録しなければならない。



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

A 2.7.5. CBは開発されたPES計画の参考にするため、認証適用日と天然植物の保護が自主的に行われているエリアをRTRSに登録しなければならない。

メンテナンスと再認証

A 2.7.6. 認証は基準の要件を継続的に満たしていることを確認するための監視評価を毎年行うことにより5年間有効となる。(セクションA.2.9参照)

A 2.7.7. 5年の期限が過ぎる前に完全な再評価を行う必要がある。

A 2.7.8. CBによる再評価監査で不適正が認識された場合は認証の有効期限が切れる前に是正措置を導入する。

注: 正当な理由がある場合は例外でCBが有効期限を30日間延長する場合もある。

A 2.8. 部分認証

A 2.8.1. 2つ以上のユニットを管理、または複数企業の株の51%以上を保持する場合、次のような条件で個別のユニットを認証することができる。

A 2.8.1.1. 組織がRTRSメンバーである場合。

A 2.8.1.2. 組織が次の事項を申告している場合:

(a) 認証範囲外の場所でもRTRS原則と判定基準の精神を守る意思を表示している。

(b) その他のユニットや子会社が法律を遵守している。

A 2.9. 監視評価

A 2.9.1. 認証期間中、CBは最低一度の監視評価を行わなければならない。

A 2.9.2. CBは事前通知なしの監視評価を行うこともある。

A 2.9.3. メイン評価が収穫期中に行われなかった場合は少なくとも一度の監視評価は収穫期に行わなければならない。

A 2.9.4. 毎年行われる監視評価では適用される基準が守られているか再検査される。その例は次。

A 2.9.4.1. 前回の訪問評価でリクエストされた是正措置を導入しているか、その是正措置を継続的に導入しているか。

A 2.9.4.2. 農地拡大や境界線の変更等、農場でおきた変更点は認証範囲に記載されているか。

A 2.9.4.3. 認証ホルダーのマネージメントシステムに関する変更点。

注: CBは認証ホルダーのマネージメントシステム能力を評価してグループメンバー、規模、生産施設数等、認証範囲を変更する必要がある。

A 2.9.4.4. 認証ホルダーが受領、管理したクレームまたはCBが受領したホルダーに対するクレーム。

A 2.9.4.5. 基準に従ったモニタリングの記録 (例:農薬の使用、土壌の質を表す指数)またその他の持続的改善を証明するモニタリング記録。

A 2.9.4.6. RTRS要件またはCBの要件に対する変更点。

A 2.9.4.7. RTRS認証製品の販売記録。

A 2.9.5. 監視評価では必ず訪問農地のサンプル、認証取得の手続きを行った事務所、施設を含まなければならない。

A 2.9.6. レポートは付録2で示されているようにメイン評価と同じ形式で作成しなければならない。

A 2.10. 不適正

A 2.10.1. 評価中、CBによって認識された不適正は評価レポートまたは関連チェックリストに記録する必要がある。

A 2.10.2. 不適正箇所は大多数か少数派かで識別される。

A 2.10.3. 不適正が少数派と判断される場合:

責任のある大豆生産のための RTRS 認定・認証基準 ヴァージョン 4.1



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- (a) 期間的な場合、または
- (b) 不定期/システム化されていない場合、または
- (c) 不適正のインパクトが期間的、および組織的規模で限定されている場合
- (d) 要件達成を妨げる基礎的な失敗でない場合

A 2.10.4. 大部分が不適正と判断されるのは次にあげるような基礎的な問題がある場合である:

- (a) 主なRTRS 判断基準を達成することができない場合
- (b) マネージメントシステムの大部分に問題がある場合

A 2.10.5. 不適正と認識された問題は認証ホルダー/申請団体に是正措置がリクエストされる。

A 2.10.6. 認証団体はA.2.10.4.の定義を使用しA 2.10.12 と付録5に焦点を置きながらどの不適正箇所が大部分を占めているか確認する必要がある。

A 2.10.7. CBは全体的に不適正との判断があった場合、認証団体が許可するまで認証の発行、または再発行をすることができない。

A 2.10.7.1. 全体的に不適正と判断された場合は是正措置リクエスト (CARs) に対し適切な計画が開発されればその計画導入の証拠を確認する必要がある。

A 2.10.7.2. 不適正箇所が基本的な問題にならないように対処された場合 (A.2.10.4を参照) 認証団体は全体的に不適正の判断を却下し少数派の不適正という判断を公表することができる。

A 2.10.8. 監視評価中に全体的に不適正と判断された場合、CARが提出されてから30日以内に認証団体に応えなければならない。CBは活動管理者の問題で期限内での導入ができない場合3か月まで期限を延ばすことができる。

A 2.10.8.1. 期限内に不適正箇所をなくすことができない場合、最大60日間認証が没収される。その間RTRS認証製品の販売、RTRSに関係する声明やロゴの使用も禁止されている。

A 2.10.8.2. 認証没収期間後も不適正箇所をなくすことができない場合は認証が取り上げられる。その場合、新たにメイン評価を受ける必要がある。

A 2.10.9. 少数派の不適正は認証団体が定めるようすぐに対処される必要がある。それが不可能な場合は少数派の不適正から全体的に不適正になる可能性もある。

A 2.10.10. CBは活動プランに作業内容を記載するよう求める。このプランには大部分が不適正の場合の対処方法等が含まれる。CBによってこのプランで不適正箇所の対処が十分に行われていると判断した場合、CBはこのプランを承認し認証発行手続きに進むことができる

A 2.10.11. 是正措置リクエストは是正措置が完全に導入されるまでは取り下げることができない。

A 2.10.12 RTRSの原則と判定基準認証のエントリーレベルと発展的なアプローチ

付録5でみられるようにRTRSは生産者のRTRS認証プロセスを容易にするため、発展的なエントリーレベルと段階的なアプローチを確立している。

A 2.10.12.1 RTRSは3つのカテゴリーに指数を分けている。

| カテゴリー |
|-------------|
| 迅速に達成すべき指数 |
| 短期間に達成すべき指数 |
| 中期間に達成する指数 |

A 2.10.12.2 発展的なアプローチ: 付録5の説明と詳細を参照



生産者のためのRTRS EU RED 認証達成の追加要件

この項目は EU RED 要件達成を目指す生産者のために認証授与を希望する認証団体のみに適用される。これは責任のある大豆生産のための RTRS 基準に加えて使用される基準である。

供給連鎖のための EU RED RTRS 要件は欧州 (EU) 市場でバイオ燃料として使用される大豆の価格連鎖に関わる基準を構成している。そのため RTRS は EU 市場の代替エネルギー (RED) ガイドラインの要件を満たしている。

全体要件 (この文書のセクション VI) と 項目 A の要件はこの項目の要件に加え必ず達成されていなければならない。

B 1. CBのための認定と認可プロセス

B 1.1. 中心となる資格要件

B 1.1.1. 認証団体が測定、GHGの放出量データをモニタリングおよび登録した供給連鎖の施設を評価する認証サービスを提供したい場合、認証団体はISO14065: 2007 の要件を満たしていなければならない。またISO 14064-3: 2006² に沿った監査を実施した経験をもっていなければならない。

B 1.1.1.1. 供給連鎖の施設が大豆生産でGHG放出量のデフォルトの値を使用し、認証団体は認証サービスのみを行う場合はこの要件は適用されない。

B 2. 評価要件

B 2.1. 評価チームと評価担当者

B 2.1.1. メイン評価と年に一度の監視評価には生産者のためのRTRS EU RED 要件をカバーするチームメンバーを含む必要がある。

B 2.1.1.1. 温室効果ガス (GHG) 放出データの測定、モニタリング、記録、農業生産が行われている場所でのGHG放出量の計算。

B.2.2. 再検査と報告

B.2.2.1. CB は報告書内で生産者のためのRTRS EU要件達成に関する評価活動についてのレポートを作成する必要がある。このレポートはメインレポートの責任のある大豆生産のためのRTRS基準のセクションと同じ形式で作成することができる。

B 2.2.1.1. The CBはパブリックサマリーレポートにこの基準に関する観察結果の要約も含めなければならない。

B 2.2.2. レポートの下書きの再検査を求める場合 (この文書内のA 2.6.4 で定義しているように) 再検査範囲には生産者のためのRTRS EU達成要件に対する評価結果も含める必要がある。

B 2.3. 認証の授与

B 2.3.1. 発行された認証はすべて (この文書の A 2.7 を参照) その認証範囲、EU RED 要件を達成しているのかを明記する必要がある。

² ISO 14064-3:2007 –温室効果ガス– パート 3: 温室効果ガス定義に関する承認と検証のについてのガイダンス
つきの明細事項 (検証団体に適用)

ISO14065:2007 – 温室効果ガス – 認証またはその他の証明に使う温室効果ガス認証と検証団体要件 (検証団体に適用)



Annex 1. RTRS 評価担当リーダーの資格:責任のある大豆生産のための RTRS 基準の認証、バージョン 2.0

RTRSが定義する評価担当リーダーの最低条件を次に示す:

1. 技術スキルと能力

1.1. RTRS原則、判定基準、指数とガイダンス、特定の基準に対する要件のスキル、評価遂行のための基本プロセスの理解等をカバーするRTRS認可研修を終了していること。

1.2. 次にあげる監査担当リーダー研修コースの一つを完了していること。

1.2.1. ISO 9000, 14000, または OHSAS 18000 (最低37 時間)

1.2.2. ISO 19011 コース (最低 24 時間)

注: 実習も含まれる(例: オンライン研修は認められない)

1.3. 研修中にオブザーバーとして最低3つのRTRS評価で異なる組織の監査に合計10日間以上参加していること。そのうち2つの評価では評価担当リーダーとして活動していること。

注: 最初のRTRS監査の評価担当リーダーはRTRS監査チームメンバーとしての経験には含まれない。そのため初期審査では次のような要件が適用される。

1.4. 社会、環境、技術、農業や森林に関する法律等を含む他の類似した基準で (RSPO、SAN、FSC、UTZ 認証またはそれに相当する認証) 少なくとも2つのメイン評価監査を行ったことがある。

注:社会、環境、そして農業生産や森林に関する技術的および法的要素の評価を行う場合、認証団体は1.4にあげた条件と異なる基準評価担当リーダーを選ぶことによって許可されている。例えば GlobalGap やISO 14001 の監査担当リーダーは社会的要件の基準評価を行った、または農地で専門家に付き添った等の経験を証明する場合に許可される。

2. 正式な資格

2.1. 高校または認証範囲に関係する分野でそれ相応の学歴を有す者 (最低2年間の学習期間)。評価基準に関係する分野で5年以上の専門経験を持つ者。(例:農業、生態学)



Annex 2. 責任のある大豆生産のための RTRS 基準に対する認証評価レポート、バージョン 3.1

評価レポートには次の形式で作成され次の情報が含まれる。

1. 認証評価範囲

- 1.1. 評価に使用されるRTRS基準(文書名、日付、バージョン)
- 1.2. 評価タイプ(グループ、マルチサイト、個々の生産ユニット)
- 1.3. ロケーションマップ
 - 1.3.1. 地理的な位置を示すマップ
 - 1.3.2. 生産ユニットを示すマップ
 - 1.3.3. 認証のための認証団体コード
 - 1.3.4. おおよその認証重量(トン)
- 1.4. 生産ユニットまたはグループメンバーの詳細
 - 1.4.1. 評価を受ける組織名と住所
 - 1.4.2. 連絡先:氏名、役職、住所、メールアドレス、電話番号
 - 1.4.3. 活動/グループの全概要
 - 1.4.4. 生産ユニットの位置
 - 1.4.4.1. 住所
 - 1.4.4.2. GPS位置番号
 - 1.4.5. 認証コード(監視訪問または再評価の場合)
 - 1.4.6. 生産ユニットの統計:
 - 1.4.6.1. 全体の農地エリア
 - 1.4.6.2. 大豆栽培エリア(ha)
 - 1.4.6.3. ヘクタールごとの暫定生産量(kg/ha)
 - 1.4.6.4. 年間総生産量の暫定(トン)
 - 1.4.7. サンプルング方法に関する詳細や説明
- 1.5. 部分認証
 - 1.5.1. 評価予定表
 - 1.5.2. 評価結果
 - 1.5.3. 組織が管理している場所のリスト。認証範囲に含まれている場所とそうでない場所を明記する。
 - 1.5.4. 認証発行日と認証範囲

2. 評価プロセス

- 2.1. 認証団体
- 2.2. 評価チームの能力
 - 2.2.1. 評価担当リーダーの能力
 - 2.2.2. 評価チームの能力



2.3. 評価方法

2.3.1. サンプルング方法の詳細と説明

2.3.2. 評価日数、訪問場所、監査の時間配分を定義する方法に関する説明。

2.3.3. 評価予定表

2.3.3.1. 評価日

2.3.3.2. 訪問場所

2.3.3.3. 主な活動

2.3.4. 農地評価に従事した人数と日数。

2.4. 申請に興味を持つ団体による質問

2.4.1. 申請に興味を持つ団体による質問の要約

3. 評価結果

3.1. 評価担当リーダーによる結果報告と認証に向けての推薦事項。

3.2. 関連基準に関する活動達成情報

3.3. 不適正箇所の登録

3.4. 申請に興味を持つ団体からの質問で上がったテーマの詳細と認証団体によるそれらへの対処方法。

3.5. 認証決議

3.6. 評価結果の正式な承認

3.6.1. 顧客による内部責任の認識

3.6.2. 認証団体のサイン

3.7. 次の監視評価実施予定日



Annex 3. 責任のある大豆生産のための RTRS 基準の地域基準開発に関する認証団体のための要件

1. はじめに

RTRS認証システムは世界のあらゆる国で使用できるようにデザインされている。そのためにRTRS認定の大豆生産国に対する責任ある大豆生産の国家基準をまだ策定していない国に対しても差別を回避する必要がある。

責任のある大豆生産のためのRTRS基準のRTRS認証国内基準がまだ策定されていないエリアではRTRS基準の国際基準に従って認証団体が認証を行う。しかしCBは現地の利害関係者からの情報に応じてこの基準をその国または地域の条件に適用させなければならない。この付録ではCBが従うべき手順の詳細が記載されている。

認証団体が現地に適用した基準は国家基準に代用するものではない。しかしその国の RTRS 認証の例として、RTRS 認証の潜在的な利益、またその制限を説明、実演するのに役立つ。現地に適用された基準の開発及び導入に関する議論は RTRS 国家基準開発プロセスのきっかけとなる。

2. 認証範囲と参考文書

- 2.1 現地に適用された基準はその適用エリアの地理的位置を明記する必要がある。
- 2.2 現地に適用された基準のバージョンと終了日を含める必要がある。

3. 法の履行

- 3.1 認証団体は次にあげるような基準の追加情報を認識、添付しなければならない。
 - 3.1.1 基準が使用される国や地域の法律のリストと事務的要件。
 - 3.1.2 基準が使用される国または地域で絶滅の危機に瀕している品種の公式リストまたは参考書類。

4. プロセス

- 4.1 認証団体はRTRS全体基準を完全に現地に適用させ、ウェブサイト上でその基準を使用する国の公式言語で（最低メイン評価の3週間前に）公開しなければならない。その基準はRTRSにも同時に送られる。
- 4.2 認証団体は適応されたRTRS全体基準が使用される地域の法的要件に関わる見解を認識していることを保証しなければならない。問題が発生した場合は関係者らと話し合いをしてその問題を解決する必要がある。認証団体はその国の最低要件に達していない基準を認識する。国家最低要件とRTRS全体基準に違いがある場合は国家基準の達成を保証するためにこの基準が修正される場合もある。
- 4.3 認証団体は特別な指数、また国や地域の法律に関する重要な要件、事務的要件、RTRS全体基準に関連する多角的環境合意の達成を評価するための文書を追加する必要がある。
- 4.4 認証団体は基準の修正に関して利害関係者と合意する必要はないが利害関係者の疑問に耳を傾けなければならない（下のセクション5を参照）。
- 4.5 利害関係者が意見の違いを示した場合、認証団体はそれに関するテーマや認証決議の判定基準について説明する短いレポートを作成する必要がある。これは公表された基準の付録としてレポートに追加しなければならない。
- 4.6 次にあげることを考慮しながら認証団体は指数やRTRS全体基準評価方法を変更、追加する必要がある。
 - 4.6.1 大豆生産に関する国の状況。
 - 4.6.2 国の環境、社会、経済状況。
 - 4.6.3 その国で基準が適用可能または実用的であることを保証する。
 - 4.7.4 基準が農場の規模、活動に適しているかを保証する。
 - 4.7.5 該当する国のすべての利害関係者グループに関係する特別なテーマを網羅している。



5. 基準解釈に関する利害関係者からの質問

- 5.1 基準が使用されるエリアの利害関係者は認証団体にRTRS全体要件の順応に対し明確にコメントや質問をする必要がある。
- 5.2 認証団体は適切な方法で利害関係者グループからの質問を受けるべきである。
- 5.3 認証団体は少なくともメイン評価の6週間前に利害関係者と連絡を取る必要がある。
- 5.4 利害関係者への相談には次の団体が含まれる。
 - 5.4.1 RTRS国内技術グループ
 - 5.4.2 RTRS メンバー
 - 5.4.3 国内NGO、農場が位置している地域または国内レベルの大豆生産で社会、環境面の興味をもつ現地コミュニティの代表や住民。
 - 5.4.4 農場の労働者の代表
 - 5.4.5 経済的な利害関係者 (例：他の大豆生産者、供給者、購入者、投資家、大豆生産や加工産業の代表)
 - 5.4.6 農業研究と教育施設
- 5.5 認証団体は連絡をした利害関係者に生産ユニットの位置を現地の言語で次の事項を通知しなければならない。
 - 5.5.1 認証団体は認識された生産ユニットで評価を計画する。
 - 5.5.2 評価に使用する暫定基準はリクエストがあれば認証団体のウェブサイトに掲載する。
 - 5.5.3 利害関係者のコメントを考慮して基準が修正される。
 - 5.5.4 コメント方法。

記録

- 5.6 認証団体は次の記録をとらなければならない。
 - 5.6.1 全体基準へのコメントをするために招待された個人/組織のリスト。(大豆生産者と非大豆生産者)
 - 5.6.2 修正の可能性がある基準に関する手紙やコメントのコピー。
 - 5.6.3 国家基準のコピー、是正基準またはその他基準修正のための情報源。

6. 概要と見直し

- 6.1 認証団体はRTRSによって承認されたRTRS方針の達成を目指さない限り、認証の有効期限内は評価に使用され、現地に適応された基準を修正する必要はない。

7. 承認された国家基準とRTRS全体基準の取り替え

- 7.1 国家基準がRTRSによって正式に認可された場合、認証団体が使用していた現地に適応された基準と取り替えなければならない。
- 7.2 認証団体は次の監視評価で新しい要件に対して認証ホルダーを評価する必要がある。
- 7.3 認証団体は認証ホルダーが新しい基準要件の有効日以降、その基準を達成していることを保証しなければならない。



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

Annex 4. パブリックサマリーレポート; 責任のある大豆生産のための RTRS 基準の認証、バージョン 3.1

責任のある大豆生産のためのRTRSパブリックサマリー認証レポートの内容に関する最低要件をここで紹介する。

サマリーレポート題名ページ

| |
|--|
| 認証団体名と連絡先の詳細、連絡担当者、電子メールとウェブサイト |
| パブリックサマリーが最後に更新された日付 (形式: 月/日/年) |
| 認証ホルダーと連絡担当者名と連絡先詳細 |
| 認証を受けた農園名と位置/生産の場所 (州/県、国を含む) |
| RTRS認証番号 |
| 認証発行日とその有効期限 |
| 認証範囲がRTRS、RTRS 非GMO、RTRS 非Paraquatかの区別。 |
| レポートで発表された評価結果に関する情報 (メイン評価、最初の監視評価、2番目の監視評価等) |

サマリーレポートの内容

サマリーレポートは簡潔でなければならない。

1. 認証評価範囲

- 1.1. 組織情報: 組織名/ 国 /連絡先
- 1.2. 認証範囲 (どの基準に対する認証か明記する) またそれがRTRS、RTRS 非GMO、RTRS 非Paraquatかの区別。
- 1.3. タイプ (単一認証かグループ認証か)
- 1.4. 位置 (経度と緯度で示す)
- 1.5. 認証された農園の大きさ: haで表示
- 1.6. 年間大豆推定生産量 (トン)

2. 評価プロセス

- 2.1. 評価に使用された基準 (題名とバージョン、終了日も含む) 例:責任のある大豆生産のためのRTRS 基準: アルゼンチン国家基準バージョン1.0 XX/XX/XXXX (日付)
- 2.2. 評価遂行日
- 2.3. 認証発行日と次の監視訪問日
- 2.4. 評価担当リーダーと評価チームのメンバー
- 2.5. 実行された評価に関する短い説明 (評価日数、監査方法等)
- 2.6. 利害関係者への相談がどのように行われたかの全体的な説明

3. 評価結果

- 3.1. RTRS基準のそれぞれの判定基準に対する認証を受けた組織のパフォーマンスに関する情報の要約。ここには商業的な情報は含まれない。
- 3.2. 認証決議

4. パブリックサマリー更新テンプレート

パブリックサマリーは年に一度更新する。最低限次の情報を含む必要がある。

- 4.1 監視評価日と監査された場所についての短い要約。
- 4.2 マネージメントや生産方法に変更があった場合の説明。
- 4.3 認証を受けた組織のRTRS基準の評価基準に対するパフォーマンスに関する情報の要約。商業的な情報はここには含まれない。



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 4.4 グループのマルチサイト認証における更新されたメンバーリスト。部分認証の場合は新しい場所も含まれる。
- 4.5 更新された認証決議。



Annex 5. P&C 認証のための発展的なエントリーレベル

1. はじめに

P&C 認証計画に参加する生産者を増やすために RTRS は継続的な改善を含む発展的なエントリーレベルを開発した。

P&C のすべての指数はカテゴリで分けられている。それらのカテゴリでは RTRS を構成する 3 団体の意見、同類の持続可能な認証計画、P&C の農地監査結果の分析、小規模農家の包括、RTRS 認証プログラムにアプローチするための国際法等を考慮している。

2. 判定基準内の指数の選別

RTRS は P&C 基準の指数を 3 つのカテゴリに分けている:

| カテゴリ |
|--------------------|
| 迅速に達成すべき指数(58 指数) |
| 短期間に達成すべき指数(33 指数) |
| 中期間に達成すべき指数(14 指数) |

プログラムアプローチ、原則と判定基準のみに適用

- **初期認証評価 1 年目:** 生産者はこの文書で割り当てられた指数または国家基準の「迅速に達成すべき指数」すべてと「短期間および中期間に達成すべき指数」の 10% を遵守していれば肯定的な認証決議を受けることができる。これは RTRS 基準が約 62% 達成していることになる。
- **初期認証評価 1 年後 (最初の年間監査評価):** 生産者は追加の「短期間に達成すべき指数」をすべて遵守しなければならない。これは RTRS 基準が約 86% 達成していることになる。
- **初期認証評価の 3 年後:** 生産者は指数 (迅速+短期間+中期間に達成すべき指数) を 100% 遵守していなければならない。認定、検査システムで特記されているようにすべての指数の達成度が評価される。

3. 国の法律と選別

- 3.1 現在のアプローチは RTRS 全体原則と判定基準をもとに定義されている。国の法律で短期間または中期間に達成すべき指数の順守が義務付けられている場合、これらは基準が適用される国や地域では迅速に達成すべき指数というカテゴリに分類される。
- 3.2 国の法律を遵守するために迅速に達成すべき指数が増える場合、CB は次のことを考慮する必要がある。
 - 3.2.1 その国ではどの指数が迅速に達成すべき指数になっているかを認識し分析の記録を残す。
 - 3.2.2 メイン認証評価で監査されるよう、申請団体には追加された迅速に達成すべき指数を通知する必要がある。
 - 3.2.3 迅速に達成すべき指数が増加した場合、CB は追加の短期および中期に達成すべき指数を 10% 減らすことができる (初期評価審査でのみ)。このようにして RTRS 基準の初期評価審査の指数達成率を 62% に保つ。

4. RTRS の発展的なエントリーレベルシステムと認可された国家基準との取り替え

- 4.1 RTRS が国家基準またはある国の指数の重要性を認可した場合、前に認証団体が使用していた現地に適応されたシステムと取り替える必要がある。
- 4.2 認証団体は次回の監視評価で認可されたシステムの要件に対し認証ホルダーを評価しなければならない。

5. 指数の分類



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | |
|--|------------------|
| | 迅速に達成すべき指数 |
| | 短期間で達成すべき指数 (1年) |
| | 中期間で達成すべき指数 (3年) |
| | 適用なし |

| 原則 | 判定基準 | 指数 | 重要性 |
|-------------------|---|--|-----|
| 原則 1: 法の履行とビジネス慣行 | 1.1 現地及び国の法律を認識、履行している。 | 1.1.1 適用される法律に従った責任を認識していることを証明できる。 | |
| | | 1.1.2 法律が遵守されている。 | |
| | 1.2 土地の法的な使用权が明確に定義され証明することができる。 | 1.2.1 土地の利用権を証明する文書がある。(例: 農場主の文書、農地賃貸契約書、裁判の判定等) | |
| | 1.3 この基準の要件に関する継続的な改善がみられる。 | 1.3.1 活動における社会、環境、農業面(農地内外)での改善すべき点が認識されている。 | |
| | | 1.3.2 指数の数を選び、継続的改善の改善が必要だと認識された点をモニタリングするためのベースラインを作成する。 | |
| | | 1.3.3 モニタリングの結果は再検査され、継続的改善を保証するのに必要だと判断された場合、適切な措置が計画、実行される。 | |
| 原則 2: 責任のある労働条件 | 2.1 児童による労働、強制労働、人種差別やそれらを斡旋することは禁止されている。 | 2.1.1 生産のいかなる段階でも強制的、拘束的、人身売買等本人の意思に反する労働は禁止されている。 | |
| | | 2.1.2 法律で認められている場合を除いて、いかなる労働者も身分証明書を預けさせられたり、給料の一部、報酬、また持ち物の差し押さえを強要されることはない。 | |
| | | 2.1.3 労働契約を結んだ労働者の配偶者や血縁者は農地で働く義務はない。 | |
| | | 2.1.4 18歳未満の児童は危険な労働、身体、精神、道徳に影響を及ぼす労働は禁止されている。 | |
| | | 2.1.5 15歳未満の児童(その国の法律で定義されている年齢による)は生産性のある仕事をしてはいけない。農地で家族に付き添うことはできるが危険で健康を害する、または学業に支障を与えるような状況は禁止されている。 | |
| | | 2.1.6 人種差別は行わない、支援しない、見逃さない。 | |



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | |
|---|---|--|
| | 2.1.7 労働者は同一価値の労働に対し同等の報酬を受け、すべての労働者に同等の研修や特典、そして昇給及び昇進の機会を与えるべきである。 | |
| | 2.1.8 労働者は身体的刑罰、抑圧、身体及び精神的圧力、身体及び言葉による強要、性的弾圧、及びそれに相当する抑圧を受けるべきではない。 | |
| 2.2 農場で直接及び間接的に雇用されている労働者、小作人は自分の作業について正しい情報を得、研修を受け、自らの権利や義務を正しく理解する必要がある。 | 2.2.1 労働者（短期労働者も含む）、小作人、請負業者、下請け業者には彼らが理解のできる言語で作成された契約書が存在する。 | |
| | 2.2.2 労働法、協同組合の合意協定、労働条件や給料が明記されている直接雇用契約（就労時間、差し引き額、残業、病気、有給、産休、解雇の理由、予告期間等）は労働者が理解できる言語で明記するか、リーダーやスーパーバイザーが丁寧に説明しなければならない。 | |
| | 2.2.3 労働者全員に適当な研修、及び労働基本法、安全衛生、その他必要事項のガイダンスが提供される。 | |
| 2.3 労働者の仕事は安全で健康的な場所で行われなければならない。 | 2.3.1 生産者とその労働者は安全と健康について理解するべきである。 | |
| | 2.3.2 安全や健康を害するリスクを認識され、そのリスクへの対処工程が開発され、モニタリングされている。 | |
| | 2.3.3 潜在的に危険な作業は特別健康に問題を持たない、適切な研修を受けた人のみが行う。 | |
| | 2.3.4 除草剤散布や機械の操作等、危険を伴う作業を行う場合は適切な道具や服を供給、使用する。 | |
| | 2.3.5 労働者が安全に関する要件に従っているかを保証すること。 | |
| | 2.3.6 事故や緊急事態発生時の対処方法を労働者は良く理解する必要がある。 | |
| | 2.3.7 事故や病気の場合、直ちに応急処置や医師の処置を受けなければならない。 | |
| 2.4 すべての労働者は組合に加盟する自由、そして共同で交渉する権利を持っている。 | 2.4.1 すべての労働者及び小作人は組合等を設立する権利を持っている。 | |
| | 2.4.2 組合の活動を阻止してはいけない。代表者は人種差別を受けるべきではない。また必要な場合はメンバーの作業場へアクセスすることができる。 | |
| | 2.4.3 労働者は団結する権利を持っている。 | |



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | <p>2.4.4 労働者が外部と接することを妨げてはいけない。(ONG、労働組合、労働検査官、農業改良普及員、認証授与団体等)</p> | |
| | <p>2.5 報酬は国の法律で定められた最低賃金以上は支払わなければならない。また直接契約者、間接契約者問わず団結することができる。</p> | <p>2.5.1 労働者には毎月国の法律や契約で定められた賃金以上は支払わなければならない。</p> | |
| | | <p>2.5.2 法律で許可されていない限り、労働者の態度で減給してはいけない。給料や特典は労働者にわかりやすいように明記され、彼らにとって便利な方法で支払わなければならない。支払われた給料は雇用者が記録する。</p> | |
| | | <p>2.5.3 週の労働時間は 48 時間を超えてはいけない。週の残業時間は 12 時間を超えてはいけない。</p> | |
| | | <p>2.5.4 週の労働時間は 48 時間を超えてはいけない。週の残業時間は 12 時間を超えてはいけない。</p> | |
| | | <p>a) 特定期間であること。(収穫、種まき時期等)</p> | |
| | | <p>b) 労働組合や代表組織が存在する場合、残業条件はそれらの組織と交渉、合意しなければならない。</p> | |
| | | <p>c) 労働組合や代表組織との契約がない場合、2 か月間の平均残業時間は週 60 時間を超えてはいけない。</p> | |
| | | <p>2.5.5 雇用者は労働者ごとの労働時間を記録しなければならない。</p> | |
| | | <p>2.5.6 残業は自発的に行われ、賃金は法律やセクターの基準の定めによって支払われなければならない。残業が必要な場合労働者はその通知を受けなければならない。労働者は 6 日連続勤務した場合、最低 1 日休む権利がある。</p> | |
| | | <p>2.5.7 正社員は、その国の法律に定められる育児休暇の権利や保護を受ける。育児休暇をとった労働者は休暇前と同じ条件で仕事に戻る権利があり、差別や労働地位の下落、または減給を受けてはいけない。</p> | |
| | <p>2.5.8 出来高払いの労働者の場合、8 時間の労働で(男女共)少なくとも国やセクターが定めている最低賃金は支払わなければならない。</p> | | |
| | <p>2.5.9 農地ではすべての労働者に飲料水を供給しなければならない。労働者が農場に住む場合、住居と食料を与えなければならない。それらを請求する場合、その金額は市場の価格に相応していなければならない。住居は安全で基本的な衛星設備を備えていなければならない。</p> | | |
| <p>原則 3 : 二 糞 コ 〇 三 ヤ コ ヤ 出</p> | <p>3.1 大豆生産活動やそのインパクトに関するテーマについて現地コミュ</p> | <p>3.1.1 コミュニケーション手段や会話に関する資料を参照することができる。</p> | |



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| | ニティとコミュニケーション、会話する手段が設けられている。 | 3.1.2 生産者とコミュニティは適切な手段を用いてコミュニケーションをとることができる。 | |
| | | 3.1.3 コミュニケーション方法は現地コミュニティに通知済みである。 | |
| | 3.2 従来の土地利用者があるエリアでは問題のある土地利用は避けるまたは問題を解決する必要がある。 | 3.2.1 土地利用権について議論がある場合、包括的で参加型のコミュニティの権利についての評価が行われ、文書化される。 | |
| | | 3.2.2 伝統的な土地利用がその権利を放棄した場合、被害者であるコミュニティは事前に通知され、文書化された同意書によって賠償を受ける。 | |
| | | 3.2.3 生産者は国連先住民の権利に関する宣言（2007年）とILO条約169号（1989年）で定義されているように原住民の習慣や文化を尊重しなければならない。 | |
| | | 3.2.4 文化面、エコロジー面、経済面、または宗教面で重要性を持つ場所そして現地コミュニティや原住民の生活に必要な資源（生活、健康、栄養、水等）はそのコミュニティ内で明確に特定され、農園の責任者によって認識、及び保護されなければならない。 | |
| | 3.3 現地コミュニティと伝統的な土地利用者向けの問題や苦情解決策が導入されている。 | 3.3.1 問題や苦情の解決手段はコミュニティに知らせてあり、彼らが利用できるようになっている。 | |
| | | 3.3.2 問題や苦情に関する文書は保存される。 | |
| | | 3.3.3 問題や苦情は一定の期間内に対処する必要がある。 | |
| | 3.4 現地の人々には平等な雇用機会や物品・サービスが提供されなければならない。 | 3.4.1 雇用機会は現地で公開される。 | |
| | | 3.4.2 現地の人々むけの研修プログラムへの協力制度が存在する。 | |
| | | 3.4.3 現地の人々は物品やサービスを受ける機会が提供される。 | |
| 原則4: 環境責任 | 4.1 農地とその周りの社会及び環境へのインパクトが評価され、それを最小限に抑えるための適切な措置が講じられている。 | 4.1.1 社会及び環境評価が最初の認証審査の前に行われる。3（指数1.3.1を参照） | |
| | | 4.1.2 評価は適切な研修を受けた経験のある者が行う。 | |
| | | 4.1.3 評価は包括的で透明な方法で行われる。 | |

³認証を持つ生産者の場合、次の監査監査または再認証監査の前に評価が行われる。（先に行われる方）



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | |
|--|--|--|
| | 4.1.4 評価によって認識されたインパクトを最小限に抑えるための手段が文書化及び導入される。 | |
| | 4.1.5 必要な場合に提出できるよう、社会及び環境評価レポートのまとめを作成する必要がある。 | |
| 4.2 汚染は最小限に抑えなければならない。廃棄は責任のある方法で行わなければならない。 | 4.2.1 農業廃棄物は次の条件を満たす場合以外は野焼きしてはいけない: | |
| | a) 衛生処置を目的に法律で命じられている場合 | |
| | b) 木炭を含む燃料開発や農作物を乾燥させる場合 | |
| | c) 産業廃棄物をすべて取り除き、輪作でわずかな量の一般廃棄物のみが残っている場合 | |
| | 4.2.2 燃料、電池、タイヤ、オイル、汚水の保管や処理は正しい方法で行う。 | |
| | 4.2.3 油やその他の汚染物の流出を防ぐ手段が存在する。 | |
| | 4.2.4 可能な限り再利用またはリサイクルする。 | |
| | 4.2.5 土地全体を含めた廃棄物管理計画が存在する。 | |
| 4.3 農地では温室効果ガス (GHG) の減少、防止に対する努力が行われている。 | 4.3.1 化石燃料の直接使用量はすべて記録され、大豆生産に関係する1ヘクタール当たり、製品当たりの使用量がモニタリングされる。 | |
| | 4.3.2 化石燃料使用量が増加した場合、通常明確な理由がある。その理由がない場合は削減活動計画が存在する。 | |
| | 4.3.3 土壌有機物は土壌炭素の変化を定量化するためにモニタリングされ、否定的な傾向を減らすための措置が講じられている。 | |
| | 4.3.4 天然植物、植林、またはその他の方法を通じて炭素放出量を抑える手段が認識されている。 | |
| 4.4 大豆の生産拡大は責任を持って行わなければならない。 | 4.4.1 次にあげるエリアでは2009年以降大豆農場に転換することはできない。 | |
| | 4.4.1.a RTRS マップがある場合: マップのカテゴリ1に含まれる全区域。 | |
| | 4.4.1.b RTRS マップがない次のエリア。 | |



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | | |
|--|------------------------------------|---|--|
| 原則 5: 農業生産工程管理 | | <ul style="list-style-type: none"> a) 天然林 b) 湖畔域植物 c) 自然湿原 d) 急斜面 e) 法律によって天然資源、文化・社会的に保護されるエリア。 | |
| | | 4.4.1.c 伝統的な土地利用者が訴訟を起こしている未解決の土地。 | |
| | | 4.4.2 2016年6月3日以降、自然の土地（用語解説参照）、急斜面、法で定められた天然資源、文化及び社会的に保護されているエリアを農地に転換することは禁止されている。 | |
| | 4.5 天然植物の保護によって農地の生物学的多様性が維持される。 | 4.5.1 農地マップで天然植物、生産エリア、水路が示されている。(5.2.1を参照)。 | |
| | | 4.5.2 天然植物および野生生物は保全計画とモニタリングによって保護されている。 | |
| | | 4.5.3 希少な品種、脅威または危機に面している品種、定期的、または常にそのような特性を示す品種は保護される。狩猟やこれらの種の捕獲は禁止されている。 | |
| | | 4.5.4 天然植物が10%以下（しかし4.4と5.2、その他の関連項目に従う）の農地の生産者は天然植物と野生生活の育成そして再生のため、農地内外で保護活動を導入、促進しなければならない。 | |
| | 5.1 地表及び地下の水質及び供給は維持、改善されなければならない。 | 5.1.1 科学廃棄物、肥料、浸食等による地表及び地下水の水質の広範及び局地的なインパクトを最小限に留め、帯水層の再生助長を目的に農業生産工程管理が導入されている。 | |
| | | 5.1.2 リスクに応じたモニタリング方法、および緩和策が計画に含まれており、それは生産規模に応じて適用される。 | |
| | | 5.1.3 土壌または地下水で局地的な汚染が見られた場合、その証拠は地方自治体に報告され、共同で監査される。 | |
| 5.1.4 灌漑が利用されている場所では農業生産工程管理に代わる法律に従った工程が文書化されている。 | | | |
| 5.2 湧き水や自然の水路周辺の自然植物エリアは保護または再生される。 | | 5.2.1 水路の位置は湖畔域植物の状態とともに確認され、地図で示される。 | |
| | 5.2.2 自然植物が破壊された湖畔域では再生計画が導入されている。 | | |



| | | | |
|--|---|--|--|
| | | 5.2.3 自然の湿地では水が引かないため原生植物は維持される。 | |
| | 5.3 正しい工程管理によって土壌の質は維持、改善され、浸食は妨げられている。 | 5.3.1 肥沃度を測るサンプリング（土壌の有機物）等、正しい土壌のモニタリングが行われている。 | |
| 5.3.2 土壌の質（物理的、化学的、生物学的）を維持するための知識と技術が指導、導入されている。 | | | |
| 5.3.3 浸食を制御するための正しい技術や知識が指導、導入されている。 | | | |
| 5.3.4 問題となっている農地で一定期間大豆の連作を避けるための輪作プランを導入する必要がある。 大豆生産の後は別の作物を生産するか牧草を栽培する少なくとも土地再生のために休耕地にしておく必要がある。 このプランでは気候等、それぞれの地域の農業環境を考慮する必要がある。 | | | |
| | 5.4 総合的な作物管理（ICM）技術のシステム化された導入によって植物検疫製品による環境および健康に対する負のインパクトは削減される。 | 5.4.1 予防、生物学的、その他の非科学的、選択された化学的制限のある製品の使用を予防する ICM のための計画が導入、文書化されている。 | |
| 5.4.2 潜在的に害を与える植物検疫製品の削減目標を定める計画が導入されている。 | | | |
| 5.4.3 農家、消費者、そして環境へのリスクを避けるために農薬は現地の登録要件を満たしたオリジナルのものだけを使用しなければならない。 | | | |
| 5.4.4 農薬を使用する場合法的要件、及び専門家の勧告（専門家の勧告がない場合は製造業者の勧告も可）が必要である。耐性ができないように原料の活性要素をローテーションする必要がある。 | | | |
| 5.4.5 害虫、病気、雑草、自然の捕食動物の記録が保存される。 | | | |
| | 5.5 散布されるすべての農薬はその扱い方法、保存方法、収集方法、化学廃棄物と空の容器の破棄方法において文書化され、工程管理の順守を保障するためにモニタリングされる。 | 5.5.1 農薬の使用記録には次のような情報を含む： | |
| a) 製品購入日、散布日、とその使用量 | | | |
| b) 散布エリア | | | |
| c) 製品を扱った人、それを散布した人の名前 | | | |
| d) 散布に使用した器材 | | | |
| e) 散布期間の天気 | | | |



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | |
|---|--|--|
| | 5.5.2 空の容器は適切に保存、洗浄、破棄する；農業化学製品廃棄物は環境的に正しい方法で破棄する。 | |
| | 5.5.3 農薬の運搬と保存は安全な方法で行う。衛生面、環境面、安全面において注意する必要がある。 | |
| | 5.5.4 散布直後の区域には人が入らないよう注意を払う必要がある。 | |
| | 5.5.5 肥料は専門家の勧告に基づいて散布される。（専門家の勧告がない場合は製造業者の勧告も可） | |
| 5.6 スtockホルム・ロッテルダム協定のリストに載っている農薬の使用は禁止されている。 | 5.6.1 スtockホルム・ロッテルダム協定のリストに載っている農薬の使用は禁止されている。 | |
| | 5.6.2 農業生産において Paraquat の使用が法律で認められている国の生産者は Paraquat の使用削減プログラムを導入する必要がある。ICM（5.4.2 参照）では Paraquat の段階的削減目標の詳細を示し最終的には 2020 年の使用禁止を目指している。2021 年 1 月以降は Paraquat の使用が禁止される。 | |
| | 5.6.3 2018 年 1 月から 2020 年 12 月までの Paraquat 廃止期間に RTRS では非 Paraquat の項を組み込む。 | |
| 5.7 生物学的管理を行う業者による使用は国の法律及び国際的に認められている科学条約に基づき文書化、モニタリング、そして管理されている。 | 5.7.1 生物学的管理を行う業者の使用要件についての情報が存在する。 | |
| | 5.7.2 生物学的管理を行う業者は使用記録を保存する。 | |
| 5.8 繁殖しすぎる外来種や新種の害虫の過剰繁殖をモニタリング、管理、そして被害を最小限に留めるためにシステム化された対策が計画、導入されている。 | 5.8.1 繁殖しすぎる外来種や新種の害虫を認識、モニタリングするシステムがある場合、生産者はそのシステム要件に従い拡大を最小限に留める。 | |
| | 5.8.2 同システムが存在しない場合は地方自治体や関連の生産者、研究者らに新種の害虫や繁殖しすぎる外来種の情報が送られる。 | |
| 5.9 近隣の農地への農薬飛散を防止する適切な方法が導入されている。 | 5.9.1 農薬散布時の飛散削減を含む農業生産工程管理が文書化されている。 | |
| | 5.9.2 農薬散布時の天候の記録が保存される。（風力、風向き、気温、湿度） | |
| | 5.9.3 農業機による農薬散布は人の住むエリアに影響しないように行う。空中散布の場合、散布エリアから半径 500m 以内に住む人々には事前に通知しなければならない。 | |



ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | 注: 「人が住むエリア」とは民家、会社または人が出入りしている建物のある場所のことを示す。 | |
| | | 5.9.4 WHO の 1a, 1b 及び II クラスの農薬は人の住むエリアまたは水源から半径 500m は農業機で散布してはいけない。 | |
| | | 5.9.5 人の住むエリア、または水源から半径 30m 以内では農薬を散布してはいけない。 | |
| | 5.10 様々な生産システムが共存できるように、適切な方法が導入されている。 | 5.10.1 近隣農家の生産システムに影響を及ぼすことを防ぐための対策が講じられている。 | |
| | 5.11 生産性を高め、新種の害虫を防ぐため種の実産地が管理される。 | 5.11.1 購入する種はすべて法的に品質が保証されたものでなければならない。 | |
| | | 5.11.2 生産者自身の農家でできた種を使用することもできるが適切な生産規則や知的財産権に関する法的要件を守らなければならない。 | |